

～ 浄化槽使用に関し変更等を行いたいときは ～

☆ 届け出が必要です！ご連絡ください ☆

「管理者または使用者が変わる」、契約している「浄化槽保守点検業者が変わる」、あるいは公共下水道への切替等により「浄化槽を廃止する」場合は、「**届け出**」が必要です。期限もありますので、まず、**下水道調整課**までご連絡をお願いします！

届け出について

◎ **管理者や使用者、浄化槽の保守点検業者等が変更になる**

(浄化槽法第10条の2第2項、第3項 仙台市浄化槽指導要綱第10条第1項)

「**浄化槽届出事項変更届**(様式第6号)」を

変更の日から30日以内に提出してください

◎ **浄化槽を廃止する**

(浄化槽法第11条の2)

「**浄化槽使用廃止届出書**(様式第1号)」を

廃止の日から30日以内に提出してください (罰則あり)

※ 「**浄化槽の使用を休止したい**」、「**浄化槽の使用を再開したい**」

場合も、お問い合わせください

◎ **変更や廃止**の様式は、仙台市のホームページ <https://www.city.sendai.jp/>

[ホーム](#) > [申請書ダウンロード・電子申請](#) > [申請書・届出書様式のダウンロードサービス](#) > [下水道](#) > [浄化槽](#) > [浄化槽使用に関する変更や廃止の届出](#) よりダウンロードできます

必要事項を記入の上、当課へご提出頂きますようお願いいたします

【ご不明な点などお問い合わせください】

仙台市建設局 下水道事業部 下水道調整課 施設係 (本庁舎5階)

電話：022-214-8233 FAX：022-214-8273